

令和3年12月23日
日本原子力研究開発機構
大洗研究所

大洗研究所原子力事業者防災業務計画の修正内容について

主な修正内容

- (1) 本部組織の名称変更に伴い「安全・核セキュリティ統括部長」を「安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長」に変更する。
- (2) 原子力災害対策指針の改正に伴い、「自治体」を「地方公共団体」に変更する。
- (3) 照射材料試験施設（MMF）及び第2照射材料試験施設（MMF-2）について、政令41条非該当施設への移行に伴い記載を削除する。
- (4) モニタリングポスト「3式」（P3, 5, 16）の運用開始に伴い、運用開始予定時期の記載を削除する。
- (5) SE01及びGE01に該当する判断基準を明確化する。
- (6) 大洗研究所の敷地図面に縮尺を追加する。
- (7) 関係機関の組織名称を変更する。
- (8) その他、記載の適正化等の所要の見直しを行う。

以上